

平成 29 年度における住田町の障害者就労施設等からの優先調達方針

1 趣旨

住田町（以下「町」という。）では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、住田町及び気仙管内のすべての機関に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品（ボールペン等）
 - イ 食料品、飲料（パン、菓子、漬物、油、コーヒー、茶等）
 - ウ 小物雑貨（各種記念品、花苗、軍手、マット等）
 - エ その他の物品
- (2) 役務
 - ア 印刷（看板印刷等）
 - イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）
 - ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業等）
 - カ その他（箱折、資源回収等）

5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、購入条件や品質等が同じ条件となる場合には、可能な限り気仙管内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達の目標

平成 29 年度は目標金額を定めず、できるだけ購入することを目標とする。

7 調達の推進方法

- (1) 調達可能な物品等及び事業所等情報の収集と提供
町保健福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、調達の推進を図る。
- (2) 随意契約制度の活用
町の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や町財務規則等関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、施設等からの物品等の調達に努める。
- (3) 調達実績の取りまとめ及び公表
この方針に基づく調達実績は、当該年度終了後、速やかに集計し、公表する。

8 担当窓口

この方針の担当窓口は、町保健福祉課とする。